平成２２年（フ）第２１１８号
京都市右京区西院東貝川町６番地１　ＣＡＳＡ　ＥＭＯＮ505号
債務者　橘　　哲雄
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１２６号
京都市伏見区桃山羽柴長吉東町75番地　ヴィラ羽柴101号室
債務者　大庭　智沙
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１６９号
京都府八幡市八幡広門19番地
債務者　辻　　勝治
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１７０号
京都府八幡市八幡広門19番地
債務者　辻　　好子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１８８号
京都府宇治市広野町小根尾130番地の108
債務者　有田商店こと　有田　一郎
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２０７号
京都市伏見区鍋島町４番地
債務者　寺本　　繁
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８９８号
兵庫県姫路市保城357番地　ネオハイツ花の北105号
債務者　奥崎　幸則
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９１８号
兵庫県神崎郡神河町大畑605番地
債務者　井上　常之
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９３５号
兵庫県神崎郡神河町大畑605番地
債務者　井上寿美惠
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９３６号
兵庫県神崎郡神河町大畑605番地
債務者　井上　智之
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６５８号
広島市安佐南区八木９丁目23番29号
債務者　宮崎　強二
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４６４号
広島市中区住吉町１番６号
債務者　上野　恵子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７５６号
広島市西区大宮２丁目１番８―805号
債務者　前田　妙子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７８２号
広島市西区楠木町１丁目15番16―308号
債務者　齊藤　　直
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７８３号
広島市佐伯区八幡３丁目19番８号
債務者　澤渡　利保
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８１３号
広島市中区西平塚町10番20―502号
債務者　鼻岡　昭一
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８７６号
広島市西区草津新町２丁目21番43―204号
債務者　小松　　巌
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４２号
香川県坂出市高屋町430番地５
債務者　白石由美子
1　決定年月日時　平成22年12月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
高松地方裁判所丸亀支部